

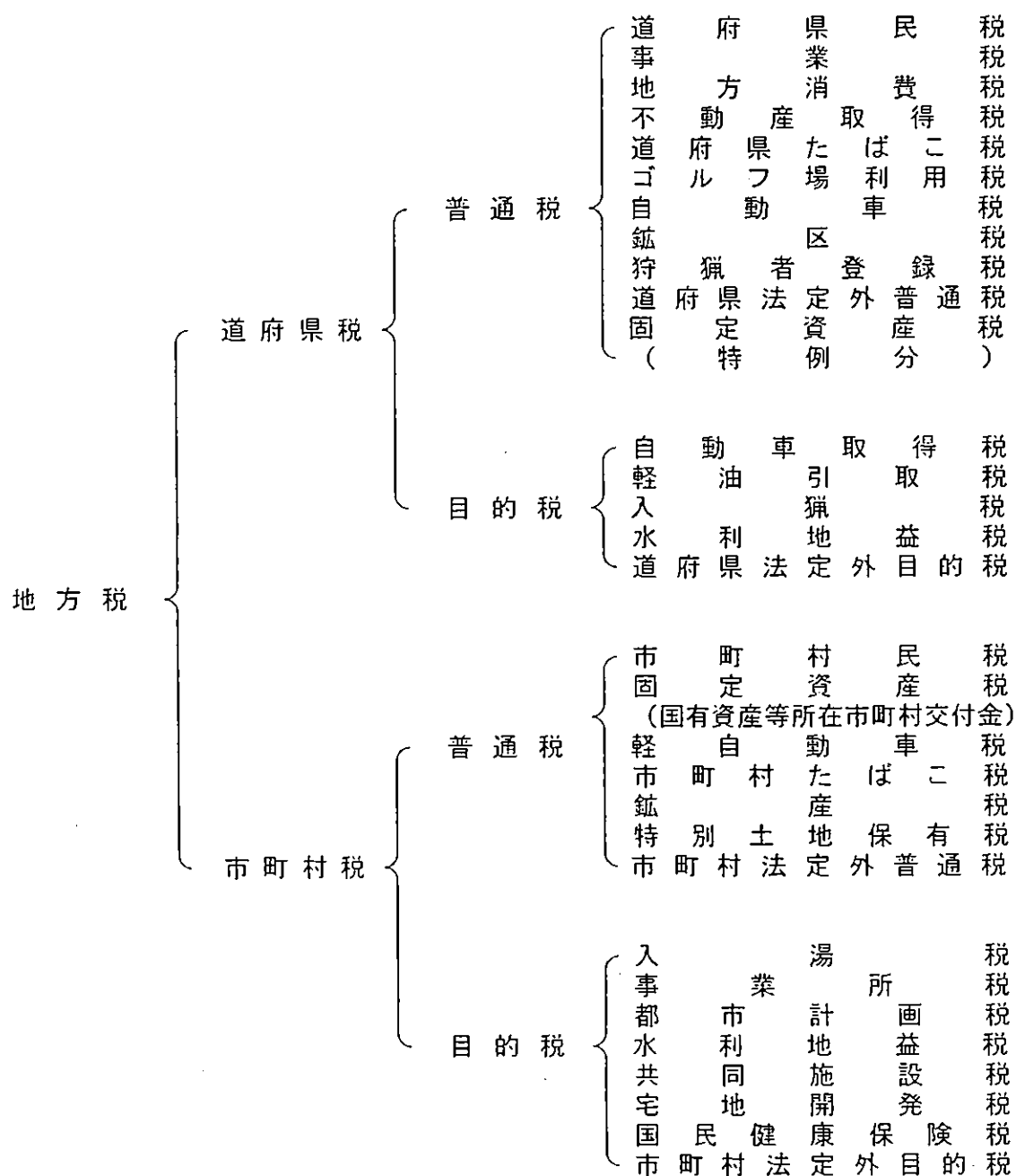
〔平 15.12.5〕
〔基礎小 4-2〕

地方税関係資料

目 次

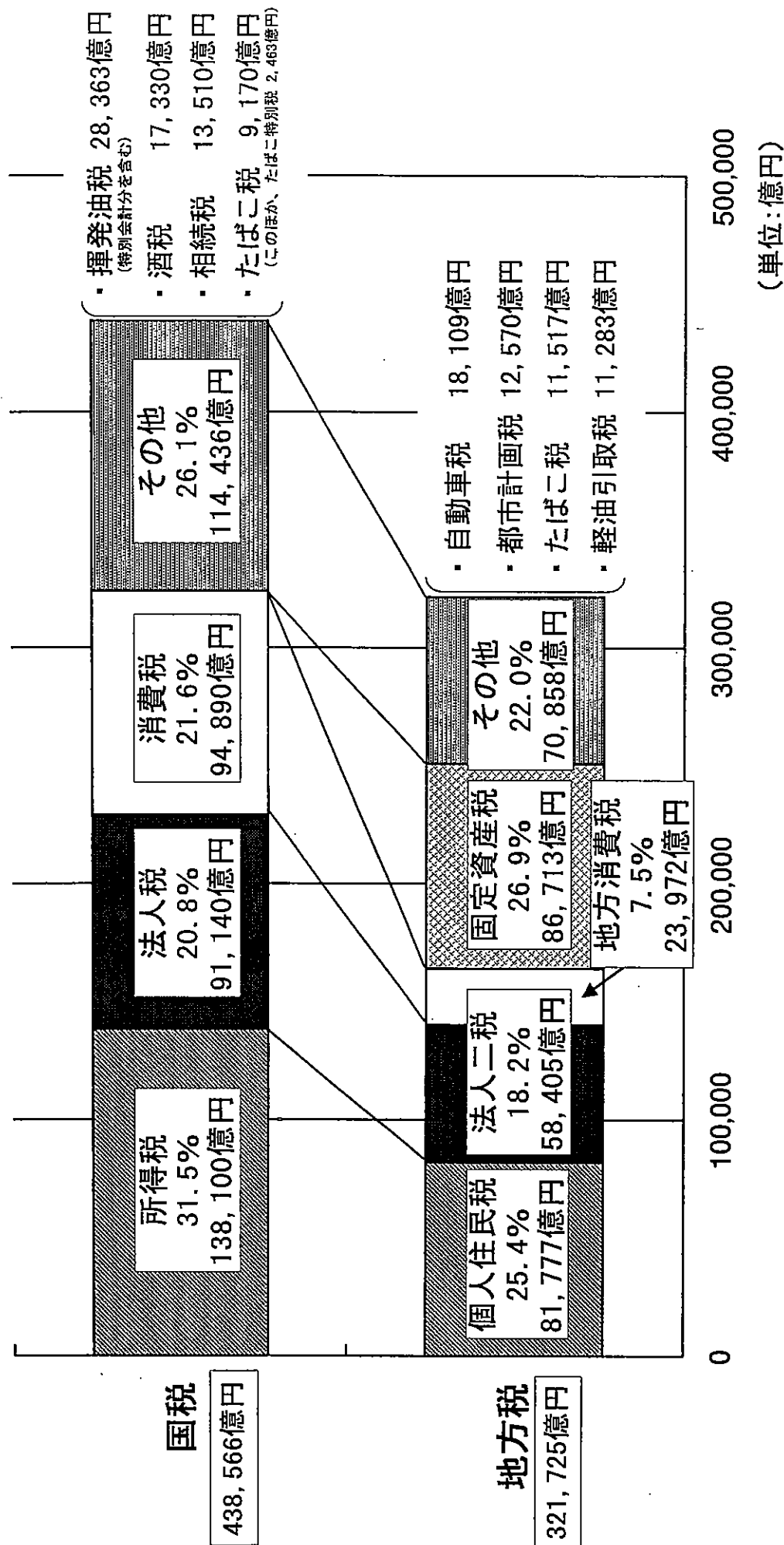
1	地方税の体系	1
2	国税・地方税の税収比較 （平成15年度当初予算額・地方財政計画額）	2
3	地方税の税収内訳（平成15年度地方財政計画額）	3
4	国と地方の役割分担（平成13年度決算）	4
5	地方財政のウェイトの国際比較	5
6	国・地方の財源配分（平成13年度）	6
7	政府税制調査会中期答申「わが国税制の現状と課題 －21世紀に向けた国民の参加と選択－（抜粋）」	7
8	個人住民税の概要・沿革	8
9	法人住民税の概要・沿革	10
10	法人事業税の概要・沿革	12
11	地方消費税の概要・沿革	16
12	固定資産税の概要・沿革	18
13	地方税収計、個人住民税、法人二税、地方消費税及び固定資産税 の人口1人当たり税収額の指数	21
14	主な地方税収入の対前年度増減比率の推移	22

地方税の体系



- (注) 1 普通税：その収入の使途を特定せず、一般経費に充てるために課される税。
普通税のうち、地方税法により税目が法定されているものを法定普通税といい、それ以外のもので地方団体が一定の手続、要件に従い課するものを法定外普通税という。
- 2 目的税：特定の費用に充てるために課される税。
目的税のうち、地方税法により税目が法定されているものを法定目的税といい、それ以外のもので地方団体が一定の手続、要件に従い課するものを法定外目的税という。

国税・地方税の税収比較（平成15年度当初予算額・地方財政計画額）



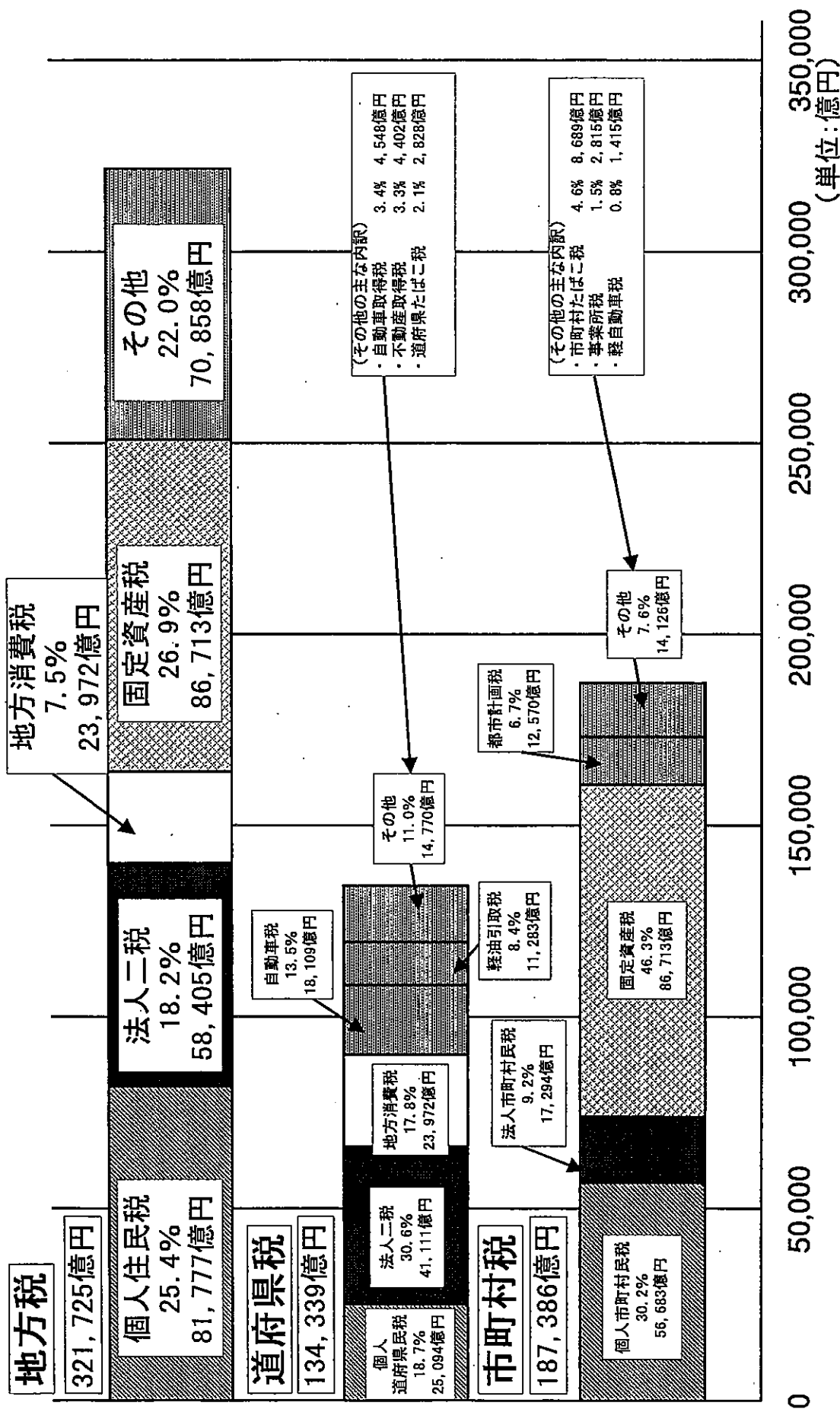
(注) 1 各税目の%は、国税・地方税それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。

2 個人住民税は、利子割を含む。

3 固定資産税は、土地、家屋、償却資産の合計である。

4 法人二税は、道府県民税（均等割、法人税割）、市町村民税（均等割、法人税割）及び法人事業税の合計である。

地方税の税収内訳（平成15年度地方財政計画額）



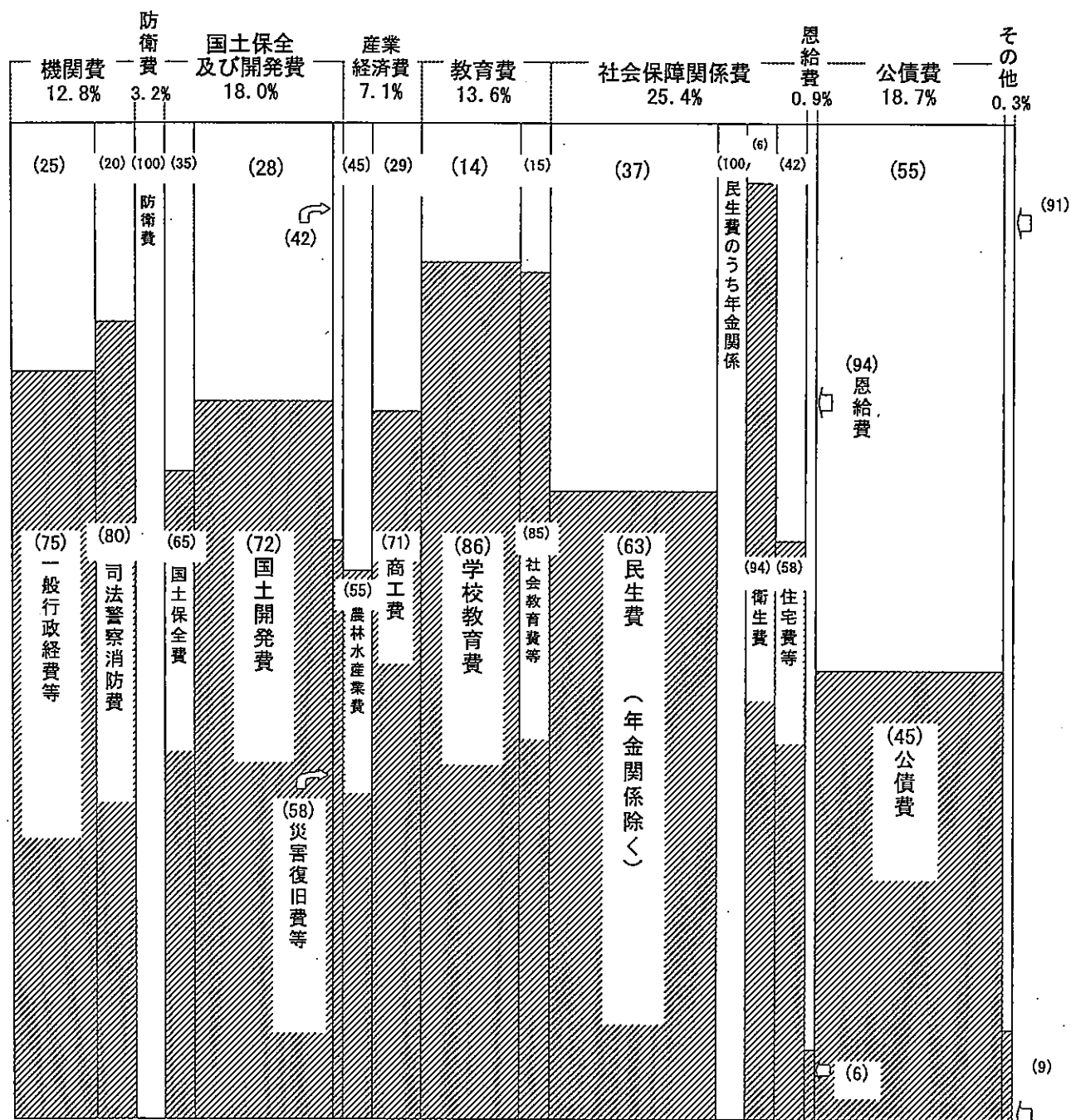
- (注) 1 各税目の%は、地方税・道府県税・市町村税それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 個人道府県民税は、利子割を含む。
 3 固定資産税は、土地、家屋、償却資産の合計である。
 4 法人二税は、道府県民税（均等割、法人税割）、法人事業税の合計である。

○ 国と地方の役割分担（平成13年度決算）

<歳出決算・最終支出ベース>

国（37.4%）

地方（62.6%）



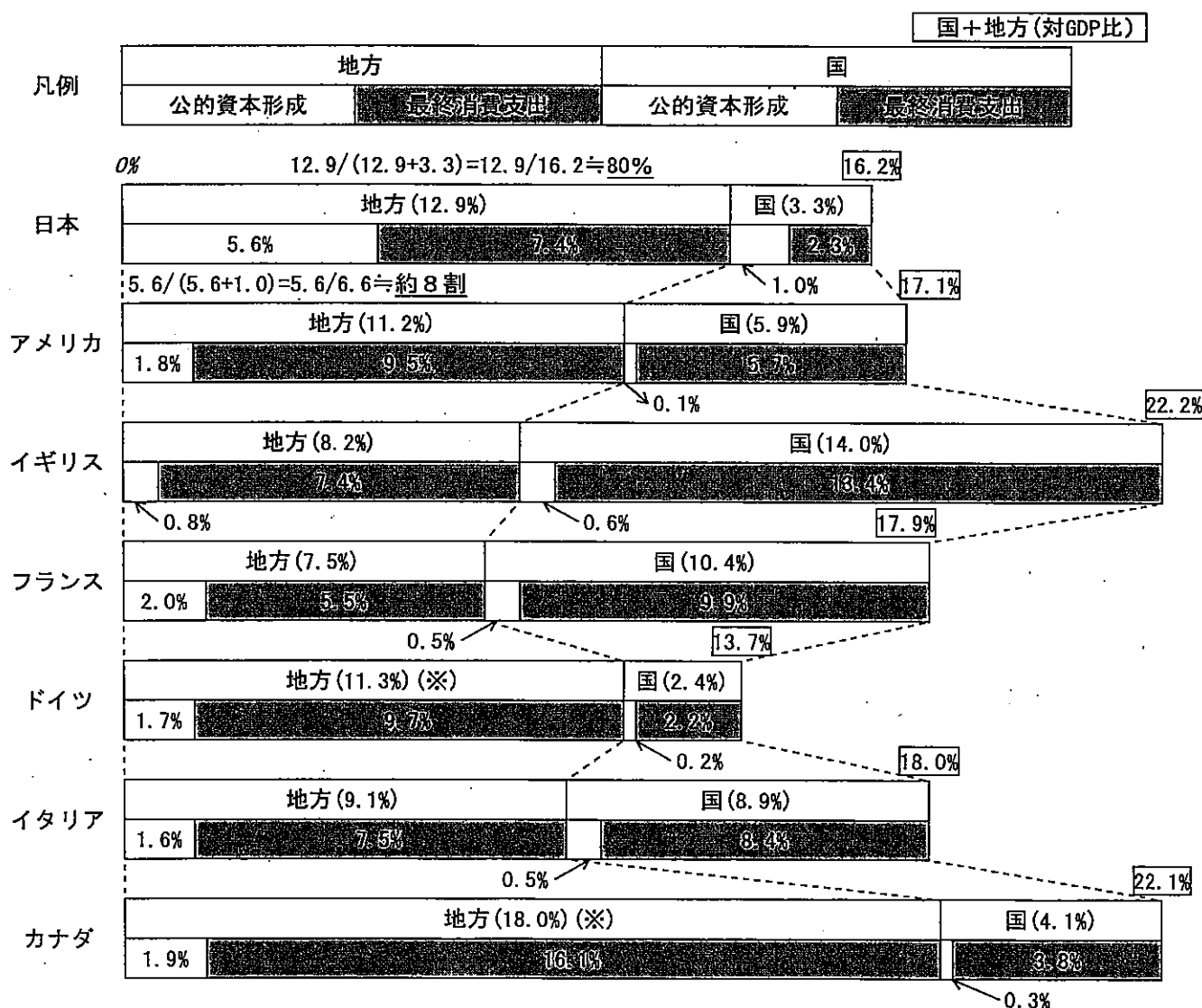
（注）（ ）内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合

地方財政のウェイトの国際比較

- OECD の統計によれば、国民経済計算上我が国の地方財政のGDPに対するウェイトは12.9%であるが、社会保障基金を除く一般政府支出の80%を占めるなど地方財政がカナダやドイツといった連邦制の国に匹敵する重要な地位を占めている。
- また、日本は国民経済に占める公的資本形成のウェイトは6.6%（国1.0%+地方5.6%）と高いが、地方団体はその約8割に相当する5.6%を執行しており、地方財政は地域における社会資本の整備に極めて大きな役割を果たしている。

一般政府支出（社会保障基金を除く。）の対GDP比の国際比較（1997）

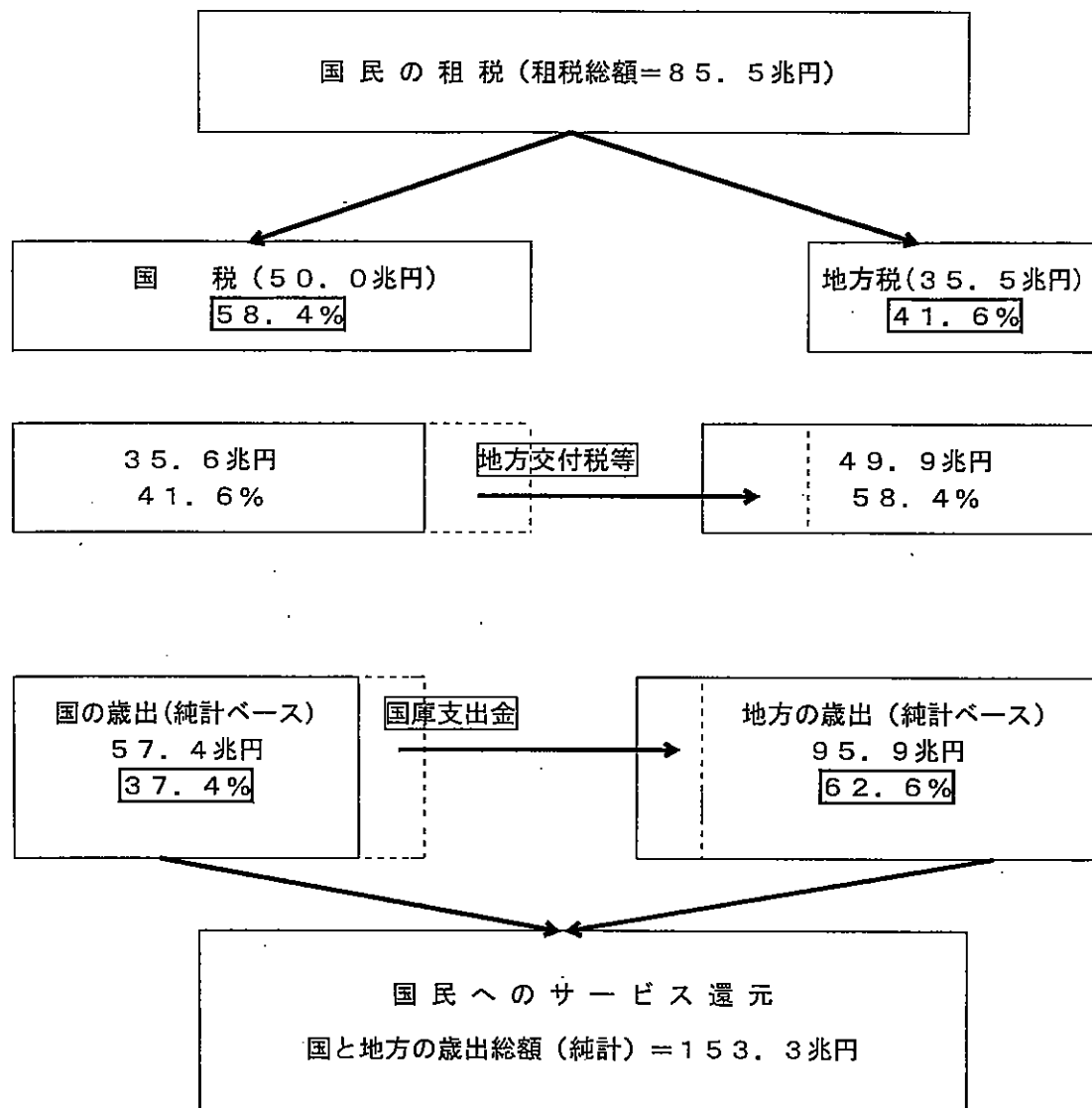
※ イタリアは95年のデータ、イギリスは96年のデータ。



(参考)

- 1 「NATIONAL ACCOUNTS DETAILED TABLES 1960/1997 VOLUME II」(OECD)に基づき作成。
- 2 (※)は、「Local Government」と「State or Provincial Government」の計である。
- 3 公的資本形成とは、「Gross Fixed capital formation」と「Purchase of land, net」の計である。
- 4 端数処理のため、数値が一致しないことがある。

国・地方の財源配分（平成13年度）



※国民へのサービス還元（153.3兆円）と国民の租税（85.5兆円）との差は、国債・地方債の発行等により賄われている。

地方歳出に占める地方税収入の割合

（平成13年度決算額）

（単位：兆円）

地方税	地方譲与税 地方特例交付金 地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
35.5 (36.5%)	21.9 (22.5%)	14.6 (14.9%)	11.8 (12.1%)	13.6 (14.0%)
地方歳出 97.4兆円				

※地方歳出97.4兆円と上の表の地方の歳出（純計ベース）95.9兆円との差は、国直轄事業負担金である。

政府税制調査会中期答申「わが国税制の現状と課題

— 21世紀に向けた国民の参加と選択 — (抜粋)」

(平成12年7月)

四 税制の検討の視点

4. 地方分権と地方税財源の充実確保

(4) 地方税財源の充実確保方策の方向

(前略)

地方税の基幹税目の中では、個人住民税や固定資産税は、安定的で税収の変動が少なく、どの地方公共団体にも税源が広く存在し、その偏在が少ないという性格を持っており、また、地方消費税は、清算を行うことにより、同様の特徴を有しています。個人住民税は地域住民が地域社会の費用の負担分任の原則の下に負担する税であり、受益と負担の明確化という観点や自治意識の涵養という点からその充実が望ましいと考えられます。地方消費税については、福祉・教育など幅広い行政需要を賄う税として重要な役割を果たしており、今後その役割がますます重要なものになっていくと考えられます。

また、市町村の基幹税目である固定資産税についても、引き続きその安定的な確保に努める必要があります。(後略)

(資料14) 地方の基幹税目

(単位：億円)

税 目	税 の 性 格	12年度税収見込額
個人住民税	地域住民による地域社会の費用の負担分任 ※ 安定的・普遍的	97,548
法人住民税	地域の構成員である法人による地域社会の費用の負担分任	24,518
法人事業税	事業活動と行政サービスとの受益関係に着目した事業に対する課税	36,528
地方消費税	消費に広く負担を求める地方消費課税 ※ 安定的・普遍的(清算後)	25,438
固定資産税	固定資産の保有と行政サービスとの受益関係に着目した資産価値に応じた課税 ※ 安定的・普遍的	90,906

(注) 1 個人住民税には利子割を含む。

2 法人事業税については、税収安定化等の観点から、外形標準課税の導入を検討中。

3 「安定的」とは、他の基幹税目と比較して対前年度伸び率の変動が小さいこと、
「普遍的」とは、他の基幹税目と比較して各課税団体の収入の偏在が少ないことをいう。

個人住民税の概要

項 目	内 容				
1. 課税主体	賦課期日(1月1日)現在の住所地の市(区)町村及び都道府県				
2. 納税義務者	市町村・都道府県内に住所を有する個人等				
3. 課税方式	賦課課税方式(市町村が税額を計算、確定)				
4. 課税標準	(所得割) 前年中の所得金額				
5. 税率 (所得割)	<総合課税分>				
	課税総所得 金額等	標準税率			
		(都道府県)	(市町村)	(合 計)	
		200 万円以下	2 %	3 %	5 %
		700 万円以下	2 %	8 %	1 0 %
	700 万円超	3 %	1 0 %	1 3 %	
	<分離課税分>				
	(例) 課税長期譲渡所得金額(平 11.1.1~15.12.31 の譲渡)				
		(都道府県)	(市町村)	(合 計)	
	一 律	2 %	4 %	6 %	
(均等割)				標準税率(年額)	
	都道府県			1,000 円	
	市 町 村	人口50 万以上の市		3,000 円	
		人口5 万以上50 万未満の市		2,500 円	
		上記以外の市及び町村		2,000 円	
6. その他					
(所得控除)	・ 基礎控除 33 万円 ・ 配偶者控除 33 万円 ・ 配偶者特別控除 最高33 万円(注1) ・ 扶養控除 33 万円				
(課税最低限)	・ 夫婦子2 人の給与所得者(子のうち1 人は特定扶養親族) 325 万円(270 万円)(注2)				
(税額控除)	・ 二重負担の調整のためのもの(配当控除・外国税額控除・ 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除) ・ 定率による税額控除 所得割額の15 %相当額(限度額4 万円)を控除				
7. 税収 (平成13年度決算額)	95,419 億円(均等割 1,639 億円、所得割 82,016 億円、 利子割 11,764 億円)				

(注) 1 配偶者特別控除(上乗せ部分)の廃止は、平成17 年度分以後の個人住民税から適用。

2 ()内の金額は、配偶者特別控除(上乗せ部分)を廃止した場合のもの。

3 このほか、個人に課される住民税としては、配当割及び株式等譲渡所得割(いずれも道府県民税)がある。なお、道府県民税配当割及び株式等譲渡所得割は、平成16 年1 月から施行。

個人住民税の沿革

「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」（抄）

（平成12年7月14日 政府税制調査会）

第二 個別税目の現状と課題

一 個人所得課税

14. 個人住民税関係

（1）個人住民税の意義

②地方財政を支える個人住民税

（参考）個人住民税に関する制度改正の流れ

明治11年（1878年）の地方税規則により導入された個人住民税の起源である戸数割は、地方税の基幹税となっていました。昭和15年の国・地方を通ずる税制改革で廃止されるとともに、市町村民税が設けられ、また、昭和21年には、道府県民税が設けられました。

シャープ勧告では、地方自治の重要性から、地方公共団体の独立性を増すため、地方税収入を増加することが必要であるとし、個人住民税については、市町村の財源として維持強化すべきものとされました。これを受けて、昭和25年には、市町村民税を基幹税とし、世帯単位課税から個人単位課税へ改正するとともに、均等割及び所得割により課税することとするなどの改革が行われました。また、昭和29年には、道府県民税が創設されました。

昭和37年には、高度経済成長期の自然増収による個人所得課税の減税が図られる一方、地方に安定的かつ普遍的な税源を付与して歳入構成を是正し、地方財政の自主性及び健全性を高めるため、所得税の一部を道府県民税に移譲するとともに、たばこ消費税の税率を引き上げ、これらに伴って入場譲与税を廃止しました。また、移譲に伴う税源偏在の拡大に対処するため、道府県民税の所得割の13段階の累進税率を2段階の比例税率に改めました。

また、昭和62・63年の抜本的税制改革、平成3年度税制改正及び平成6年の税制改革では、税率構造の簡素化などにより大幅な負担軽減が行われ、さらに、平成11年より恒久的な減税が行われています。

一方、地方分権の推進の観点から課税自主権を拡大するため、平成10年には道府県民税の所得割につき標準税率と異なる税率で課す場合の自治大臣への届出が廃止されるとともに、道府県民税との均衡等も考慮し、市町村民税の制限税率が廃止されました。

法人住民税の概要

項 目	内 容			
1. 課税主体	都道府県及び市町村			
2. 納税義務者	都道府県及び市町村に事務所又は事業所を有する法人等			
3. 課税方式	申告納付			
4. 課税標準 (法人税割)	原則として法人税額			
5. 税率	(均等割) 都道府県：資本等の金額に応じ 2万円～80万円 (5段階) 市 町 村：資本等の金額及び従業者数に応じ 5万円～300万円 (9段階)			
	(法人税割) 都道府県： 5 % (制限税率 6 %) 市 町 村： 1 2 . 3 % (制限税率 1 4 . 7 %)			
6. その他 (分割基準)	2以上の都道府県又は市町村に事務所又は事業所を有する法人は、課税標準に従業者数により分割して各都道府県又は各市町村に納付			
7. 税収 (平成13年度決算額)	(単位：億円)			
	区 分	法人道府県民税 (うち均等割)	法人市町村民税 (うち均等割)	合計 (うち均等割)
	税収額	8,367 (1,338)	21,884 (3,941)	30,251 (5,279)

法人住民税の沿革

「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」(抄)

(平成12年7月14日 政府税制調査会)

第二 個別税目の現状と課題

二 法人課税

2. 法人事業税

(2) 法人事業税の現状

② 課税の概況

(参考) 法人住民税について

地方の法人課税としては、法人事業税以外に法人住民税があります。

法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも個人と同様幅広く負担を求めるために課される税です。

法人住民税とは、道府県民税と市町村民税における法人課税の総称であり、個人住民税の均等割と所得割に対応するように、均等割と法人税割によって構成されています。具体的には、法人の道府県民税は、資本等の金額に応じて定額で課される均等割と原則的に法人税額を課税標準として課される法人税割(標準税率 5.0%)によって構成されています。また、法人の市町村民税については、資本等の金額と従業者数に応じて定額で課される均等割と原則的に法人税額を課税標準として課される法人税割(標準税率 12.3%)によって構成されています。

法人住民税の主な沿革は、次のとおりです。現行の市町村民税は、昭和24年の第一次シャウプ勧告を踏まえ、昭和25年に創設されましたが、その際、個人については所得割と均等割を課し、法人については、法人は株主たる個人の事業活動、営利追求のための手段に過ぎず、その所得は個人の所得に帰属するとの同勧告に基づいて、均等割のみの課税とされました。しかしながら、昭和25年の第二次シャウプ勧告の指摘を踏まえ、従来、均等割のみの課税とされていた法人に対して、法人税額を課税標準とする法人税割が課されることになりました。その後、道府県に負担分任性のある税目を欠いていることなどの理由により、昭和29年に、市町村民税の一部を割いて市町村民税と同様に均等割、所得割、法人税割により構成される道府県民税が創設されました。

現在、法人の道府県民税の税収は、平成12年度地方財政計画ベースで約6千5百億円(うち、均等割が約1千3百億円、法人税割が約5千2百億円)となっており、また、法人の市町村民税の税収は、約1兆8千億円(うち、均等割が約4千億円、法人税割が約1兆4千億円)となっており、地方税において基幹税目として位置付けられています。

このように、法人住民税は、住民たる法人に対して負担分任の観点から税負担を求める基幹税目ですが、法人税及び法人事業税とは、課税の根拠、税の性格、課税客体、さらには課税団体も異なっており、このことに留意することが必要です。

法人事業税の概要

項 目	内 容											
1. 課税主体	都道府県											
2. 納税義務者	都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人											
3. 課税方式	申告納付											
4. 課税標準	原則として各事業年度の所得及び清算所得 (電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業にあつては各事業年度の収入金額)											
5. 税率	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th><th style="width: 80%;">税 率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">普通法人</td><td>所得のうち 年400万円以下の金額 5%</td></tr> <tr> <td>年400万円を超え年800万円以下の金額 7.3%</td></tr> <tr> <td>年800万円を超える金額及び清算所得 9.6%</td></tr> <tr> <td></td></tr> <tr> <td>特別法人</td><td>所得のうち 年400万円以下の金額 5% 年400万円を超える金額及び清算所得 6.6%</td></tr> <tr> <td>電気供給業 ガス供給業 生命保険業 損害保険業</td><td>収入金額 1.3%</td></tr> </tbody> </table> (注1) 税率は標準税率を掲げている(制限税率は標準税率の1.1倍)。 (注2) 特別法人とは、協同組合等(法人税法別表第3と同一)及び医療法人をいう。 (注3) 平成16年4月1日以後開始事業年度からは外形標準課税導入に伴い税率区分変更。(次頁を参照)	区 分	税 率	普通法人	所得のうち 年400万円以下の金額 5%	年400万円を超え年800万円以下の金額 7.3%	年800万円を超える金額及び清算所得 9.6%		特別法人	所得のうち 年400万円以下の金額 5% 年400万円を超える金額及び清算所得 6.6%	電気供給業 ガス供給業 生命保険業 損害保険業	収入金額 1.3%
区 分	税 率											
普通法人	所得のうち 年400万円以下の金額 5%											
	年400万円を超え年800万円以下の金額 7.3%											
	年800万円を超える金額及び清算所得 9.6%											
特別法人	所得のうち 年400万円以下の金額 5% 年400万円を超える金額及び清算所得 6.6%											
電気供給業 ガス供給業 生命保険業 損害保険業	収入金額 1.3%											
6. その他 (分割基準)	2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人は、課税標準に従業者数、事務所数等により分割して各都道府県に納付											
7. 税収 (平成13年度決算額)	41,018億円											

参考

5. 税率 (平成16年4月1日以後開始事業年度)			
法人区分	課税標準	税 率	
資本金等 1億円超 の法人 (下記以外 の法人)	付加価値額	付加価値割	0.48%
	資本等の金額	資本割	0.2%
	所得及び 清算所得	所得割	
		所得のうち	
		年400万円以下の金額	3.8%
		年400万円を超え年800万円以下の金額	5.5%
		年800万円を超える金額及び清算所得	7.2%
資本金等 1億円以下 の法人 公益法人等 投資法人等	所得及び 清算所得	所得割	
		所得のうち	
		年400万円以下の金額	5%
		年400万円を超え年800万円以下の金額	7.3%
		年800万円を超える金額及び清算所得	9.6%
特別法人	所得及び 清算所得	所得割	
		所得のうち	
		年400万円以下の金額	5%
		年400万円を超える金額及び清算所得	6.6%
電気供給業 ガス供給業 生命保険業 損害保険業	収入金額	収入割 収入金額	1.3%
(注1) 税率は標準税率を掲げている(制限税率は標準税率の1.2倍)。 (注2) 特別法人とは、協同組合等(法人税法別表第3と同一)及び医療法人をいう。 (注3) 分割基準については現行と同じである。			

法人事業税の沿革

「わが国税制の現状と課題— 21世紀に向けた国民の参加と選択—」(抄)

(平成12年7月14日 政府税制調査会)

第二 個別税目の現状と課題

二 法人課税

2. 法人事業税

(1) 法人事業税の概要

(2) 法人事業税の課税の仕組み

(参考) 法人事業税の沿革等

事業税の前身である営業税は、明治11年(1878年)に、課税客体を諸会社及び卸売業、諸仲買商、並びに諸小売商及び雑商とする府県税として創設され、明治15年(1882年)には、商業のみならず、広く商工業一般に賦課されることとなりました。明治29年(1896年)に、営業税は地方税から国税に移管され、資本金額等の外形基準によって課されることとなり、府県は、国税としての営業税に付加税を課するとともに、国税の営業税の課税対象とされない小営業に対して、府県税としての営業税を課することとされました。大正15年(1926年)には、営業税が廃止され、純益を課税標準とする営業収益税が創設され、府県は、この営業収益税に対して付加税を課するとともに、営業収益税の課税対象とされない業種及び営業収益税の免税点以下の小営業に対して、営業の純益、収入金額、営業用建物の賃貸価格など外形基準を課税標準とする地方税としての営業税を課することとされました。昭和15年に、営業収益税と営業税は統合され、新たに営業の純益を課税標準とする国税としての営業税が創設されました。

昭和22年に、営業税は国税から移譲され、再び道府県の独立税として、法人及び個人の営業に対し、それぞれ、純益又は営業収益を課税標準として課税することとされました。昭和23年に営業税はその名称を事業税と改められ、新たに個人の農林業、水産業などの原始産業を課税対象に加えるとともに、別に特別所得税を新設し、自由業などを課税するものとされました。

昭和24年の第一次シャウプ勧告において、事業税の課税標準については、「原料等、他の事業から購入したものの価値に、その企業が附加したところの額である」と述べられ、事業税の課税標準を事業の所得によるのではなく、附加価値を採用すべきである旨勧告されました。この勧告を踏まえ、昭和25年に、事業税及び特別所得税に代え、道府県税の支柱として附加価値税が創設されました。この附加価値税の課税標準は、事業の総売上から特定の支出金額を控除した金額とされました。その後、昭和25年の第二次シャウプ勧告を受け、昭和26年に附加価値税の課税標準での加算法の選択的採用などが含まれた地方税法の一部改正がなされ、青色申告の提出を認められている法人については、課税標準を各事業年度の所得並びに当該事業年度中において支払うべき給与、利子、地代及び家賃の額の合計額とする加

算法も選択できることになりました。なお、加算法によって課税標準を計算する場合における各事業年度の所得の計算は、原則として法人税法の規定による各事業年度の所得の計算の例によるものとし、給与、地代、家賃及び利子の額は、所得計算上損金に算入されるべきものに限るとされました。しかし、この附加価値税については法律は制定されたにもかかわらず、暫定的に実施を延長した後に、社会経済事情の推移や世論の動向などがその実施を許さず、結局、実施されないままに昭和29年に廃止され、それまで暫定的に存続されていた従来の事業税と特別所得税が統合され現行の事業税となりました。

しかしながら、専ら所得を課税標準とする現行の事業税のあり方については、事業税本来の性格などからその改革の必要性が当調査会などにおいて指摘されてきているところです。

地方消費税の概要

項 目	内 容								
1. 課税主体	都道府県								
2. 納税義務者 (譲渡割) (貨物割)	課税資産の譲渡等（役務の提供を含む）を行った事業者 課税貨物を保税地域から引き取る者								
3. 課税方式 (譲渡割) (貨物割)	当分の間、国（税務署）に消費税と併せて申告納付等 国（税関）に消費税と併せて申告納付等								
4. 課税標準	消費税額								
5. 税率	100分の25（消費税率換算1%）								
6. その他 (清算)	国から払い込まれた地方消費税相当額について、消費に関連した基準によって都道府県間において清算 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th><th>ウェイト</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対 個人事業収入額（サービス業基本統計）」の合算額</td><td>6/8</td></tr> <tr> <td>「人口（国勢調査）」</td><td>1/8</td></tr> <tr> <td>「従業者数（事業所・企業統計）」</td><td>1/8</td></tr> </tbody> </table>	指 標	ウェイト	「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対 個人事業収入額（サービス業基本統計）」の合算額	6/8	「人口（国勢調査）」	1/8	「従業者数（事業所・企業統計）」	1/8
指 標	ウェイト								
「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対 個人事業収入額（サービス業基本統計）」の合算額	6/8								
「人口（国勢調査）」	1/8								
「従業者数（事業所・企業統計）」	1/8								
(交付)	清算後の金額の2分の1に相当する額を都道府県内の市町村に対して人口及び従業者数にあん分して交付 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th><th>ウェイト</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「人口（国勢調査）」</td><td>1/2</td></tr> <tr> <td>「従業者数（事業所・企業統計）」</td><td>1/2</td></tr> </tbody> </table>	指 標	ウェイト	「人口（国勢調査）」	1/2	「従業者数（事業所・企業統計）」	1/2		
指 標	ウェイト								
「人口（国勢調査）」	1/2								
「従業者数（事業所・企業統計）」	1/2								
7. 税収 (平成13年度決算額)	24,745億円								

地方消費税の沿革

「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」（抄）

（平成12年7月14日 政府税制調査会）

第二 個別税目の現状と課題

三 消費課税

5. 地方消費税

（1）創設と意義

地方消費税は、消費一般に広く公平に負担を求める道府県税です。

活力ある豊かな福祉社会の実現を目指す視点に立って行われた平成6年の税制改革の一環として、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、地方税源の充実を図る観点から、消費譲与税に代えて新たに地方消費税が創設され、平成9年4月から実施されました。現在では、地方行政サービスを支える基幹税目の一つとして大きな役割を果たしています。

（参考）消費譲与税

昭和63年の抜本的税制改革においては、消費税の創設に伴い、既存の電気税、ガス税、料理飲食等消費税、娯楽施設利用税などの間接税について廃止、縮小が行われ、これにより、地方公共団体の減収が見込まれることとなりました。また、この改正においては、個人住民税の減税等による減収に加え、法人課税の実効税率の引下げ等による法人住民税、法人事業税の減収が生じることとなりました。

このようなことから消費税の創設に当たって、消費譲与税の創設及び消費税の地方交付税の対象税目への追加がなされることとされ、平成元年度から消費譲与税制度が導入されました。

なお、平成9年度からの地方消費税の導入に伴い、平成8年度限りで消費譲与税が廃止されました。

固定資産税の概要

項 目	内 容
1. 課税主体	全市町村（東京 2 3 区の区域内は東京都が課税）
2. 納税義務者	土地、家屋又は償却資産の所有者 （参考） 土 地 ： 3,762 万人 家 屋 ： 3,628 万人 償却資産 ： 404 万人
3. 課税方式	賦課課税方式（市町村が税額を計算、確定）
4. 課税標準	土地、家屋及び償却資産の価格 ※土地及び家屋は3年ごとに評価替え
5. 税率	標準税率 1. 4 % 制限税率 2. 1 %
6. その他	
7. 税収 （平成13年度決算額）	土 地：3兆7,267億円 家 屋：3兆6,206億円 償却資産：1兆7,179億円 総 額：9兆 651億円

固定資産税の沿革

「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」（抄）

（平成12年7月14日 政府税制調査会）

第二 個別税目の現状と課題

四 資産課税等

4. 固定資産税

（1）固定資産税の意義と沿革

② 固定資産税の沿革

現行の固定資産税は、シャープ勧告に基づいて昭和25年に市町村税として創設されたものです。

土地に対する課税は古くから行われており、工業化社会の進展に伴い所得課税が中心となるまでは、むしろ主たる租税は土地に対する課税でした。まず、明治6年（1873年）に土地の地価を課税標準として国税で地租が導入され、地方税として地租附加税が課されました。昭和6年には課税標準が地価から賃貸価格に改められ、昭和15年以後は、地租は還付税として全額が道府県に分与されることとなりました。その後、昭和22年に地租は道府県の独立税とされ、昭和25年に課税標準を資本価格（適正な時価）として固定資産税に統合されたものです。

家屋に対する課税は、明治3年（1870年）の東京府下の家屋税に始まると言われています。その後明治15年（1882年）に道府県の戸数割に代わるべき選択税として坪数などを課税標準として家屋税が設けられ、大正15年（1926年）以降は家屋の賃貸価格を課税標準とすることとされました。昭和15年に家屋税は国税とされ、別に道府県及び市町村は家屋附加税を課することとされましたが、家屋税についても、その全額が道府県に還付税として分与されました。その後、昭和22年に家屋税も道府県の独立税とされ、昭和25年に土地と同様に資本価格（適正な時価）を課税標準として固定資産税に統合されることとなりました。

償却資産については、特定の資産に対する課税として、例えば電柱税、船舶税、軌道税及びこれらの附加税が法定税として課されており、他に若干の法定外普通税が課税されていました。これらの諸税も昭和25年に創設された固定資産税に統合され、償却資産一般に対する課税が始まったところです。

昭和25年の固定資産税の創設以来の主な制度改正は次のとおりですが、その他にも、非課税関係の改正、課税標準の特例関係の改正及び免税点の引上げなどが行われてきました。

- ・ 昭和29年度 標準税率を1.4%（従前1.6%）に、制限税率を2.5%（従前3%）に引下げ（ただし、昭和29年度は経過措置として標準税率は1.5%とされた。）
- ・ 昭和30年度 評価事務の簡素・適正化を図る観点から3年ごとの評価替えの仕

組みを創設

大規模の償却資産の特例制度を創設

- ・ 昭和34年度 制限税率を2.1%に引下げ
- ・ 昭和39年度 固定資産評価制度調査会の答申に基づき新固定資産評価制度を実施するとともに、土地に係る税負担の調整を実施
- ・ 昭和41年度 納税者の税負担の激変を緩和しつつ暫時税負担の不均衡を解消するため新たな負担調整措置を実施
- ・ 昭和46年度 市街化区域農地に対する課税の適正化措置（宅地並み課税）を実施
- ・ 昭和48年度 負担調整措置及び早期に評価額課税に近付けるための措置を実施
住宅用地に係る課税標準の特例措置（2分の1）を創設
- ・ 昭和49年度 小規模住宅用地に係る課税標準の特例措置（4分の1）を創設
- ・ 平成6年度 土地基本法などの趣旨を踏まえ宅地について地価公示価格の7割を目途とする評価替えを実施
住宅用地の課税標準の特例措置の拡充（小規模住宅用地：4分の1→6分の1、一般住宅用地：2分の1→3分の1）を含む総合的な負担調整措置を実施
- ・ 平成9年度 負担水準の均衡化を基本とする税負担の調整措置を導入
（参考）土地評価の均衡化・適正化の経緯等

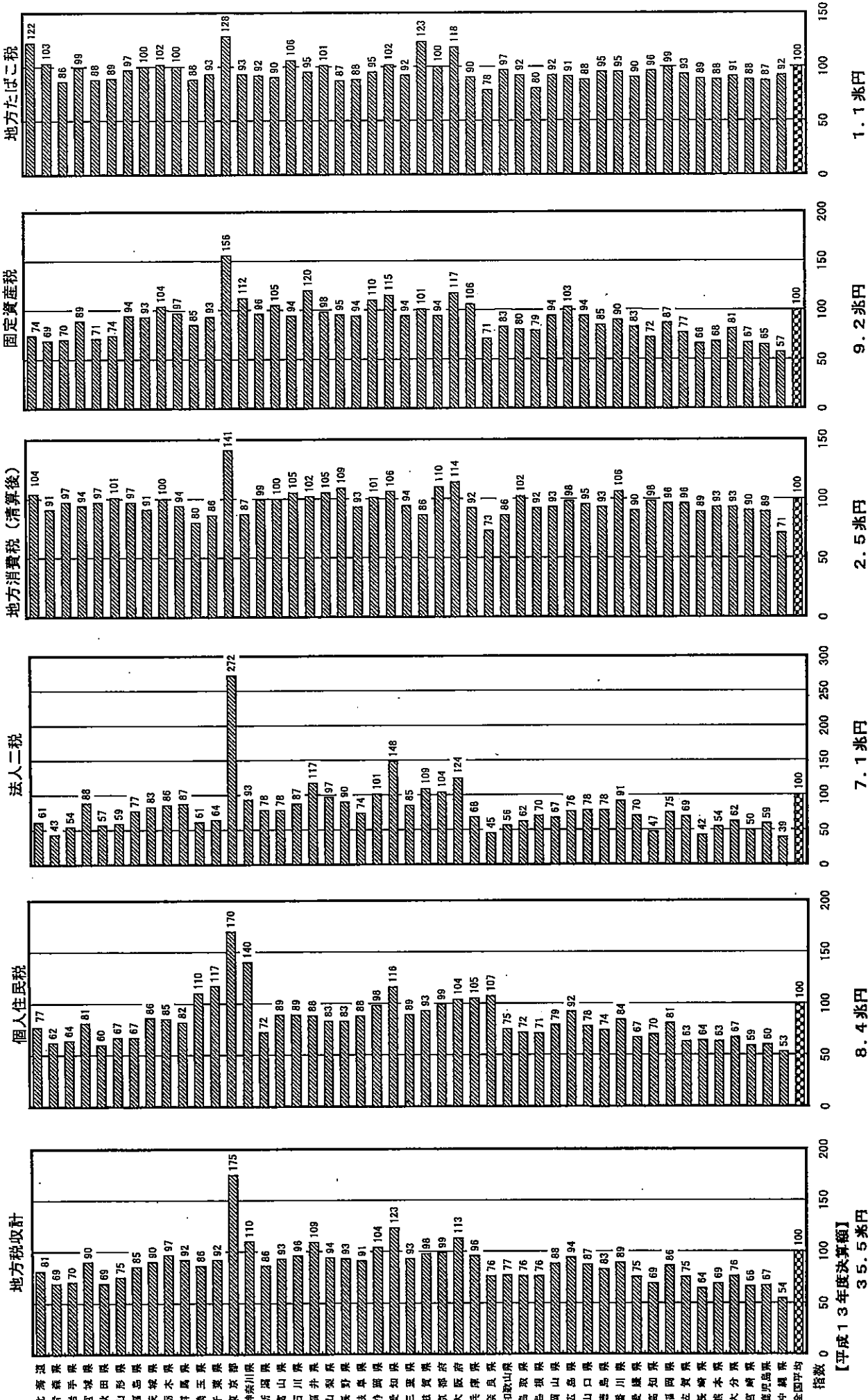
固定資産税の土地の評価については、昭和の終わりから平成の初めにかけての著しい地価高騰の中で、大都市地域を中心に固定資産税評価額の地価公示価格に対する割合が低下するとともに、評価水準のばらつきが顕著となりました。こうしたことから、平成6年度の評価替えにおいて、土地基本法第16条、「総合土地政策推進要綱」、「平成3年度の税制改正に関する答申」などの趣旨を踏まえ、地価公示価格の7割を目途にその均衡化・適正化が図られました。

平成6年度の評価替えの趣旨は、基本的に土地評価の均衡化・適正化を図ろうとするものですから、それに伴う納税者の税負担については、急激な変化が生じないように総合的な調整措置がなされました。

その後、平成9年度及び平成12年度の評価替えにおいても、平成6年度と同様、引き続き、土地評価の均衡化・適正化が図られています。

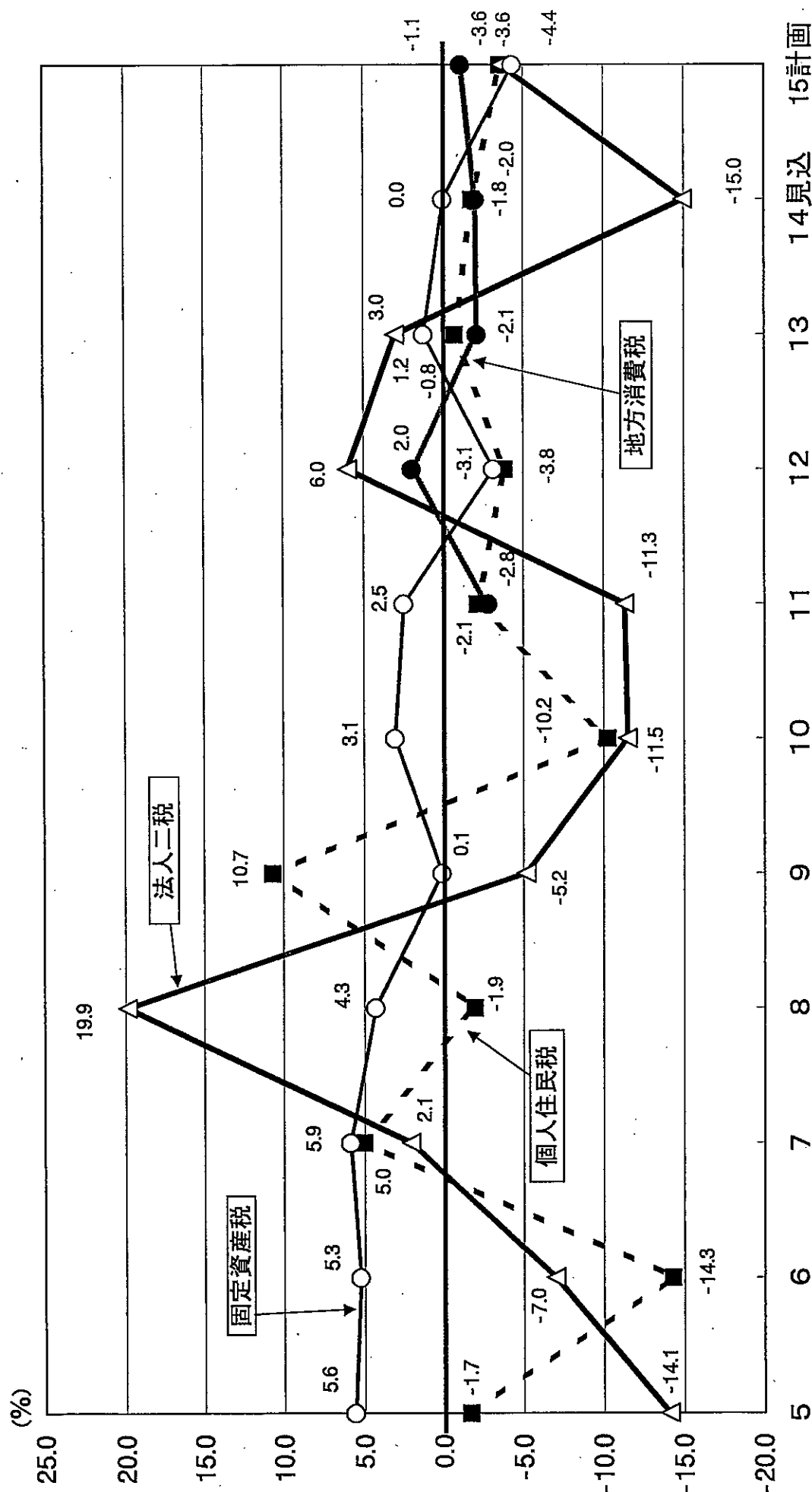
また、土地の固定資産税評価については、課税事務の簡素化などの観点から、3年に1度評価替えを行い、評価替えの年度（基準年度）において評価した価格を第2年度及び第3年度（据置年度）において、そのまま課税標準とすることを原則としています。しかし、全国的に地価の下落が続いていることから、平成9年度の税制改正においては、この状況を反映させるため、地価の下落が認められる場合には、据置年度である平成10年度及び平成11年度であっても、市町村長が基準年度の価格に一定の修正を加えることができるという特例措置を設けたところです。なお、平成12年度の税制改正においても、依然として地価の下落が続いていることから、据置年度である平成13年度及び平成14年度について、同様の特例措置を講じています。

地方税収計、個人住民税、法人二税、地方消費税、固定資産税及び地方たばこ税の人口1人当たり税収額の指数(全国平均を100とした場合、平成13年度)



(注1) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税及び個人市町村民税の合計額である。
(注2) 法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額である。
(注3) 固定資産税の税収額には、道府県分を含む。

主な地方税収入の対前年度増減比率の推移



(注) 1 平成13年度までは決算額、14年度は決算見込額(速報値)、15年度は地方財政計画額である。

2 「地方消費税」については、平成11年度から計上している。

3 「個人住民税」には、道府県民税割り子割を含んでいない。

4 「固定資産税」は、土地、家屋、償却資産の合計である。